

# 農地中間管理事業に係る平成31年度の取組方針

公益社団法人千葉県園芸協会

## 1 農地中間管理事業を活用した農地集積目標及び重点推進地区の設定

### (1) 地域（農業事務所）別の農地中間管理事業の活用による集積目標

「千葉県農地利用集積推進本部会議」が定めた、平成35年度までに新たに担い手へ約4万ha（うち農地中間管理機構の活用約3万ha）を集積し、県内農地面積の5割を担い手が利用することを目的とする。

### (2) 各地域（農業事務所）における推進地区の設定及び集積目標

各地域段階での農地集積目標達成のため、具体的な推進地区（重点推進地区含む）の選定及び農地集積目標面積等については、各地域農地利用集積推進協議会での協議により合意された内容に沿ったものとする。

## 2 担い手への農地集積の拡大に向けた連携強化

担い手への農地の集積・集約化を加速させるためには、地域の特性を踏まえて、地域の話合いを活性化させることが重要であることから、県・機構及び農業委員会ネットワーク機構は、市町村、農業委員会、土地改良区等と、より一層連携を密にして、以下のとおり推進体制を強化する。

### (1) 機構による現地推進体制

現地推進体制を強化するため、平成29年度から県内全ての農業事務所に機構支部職員を配置した。さらに、平成30年度には機構支部（印旛・海匝・山武）を2名体制へと増員するとともに、地域や担い手が求める農地整備の取組を進めるため、県から機構本部へ農業土木に精通した職員1名を派遣した。本体制の下、機構は、市町村や農業委員会等との連携を密にし、地域における担い手への農地集積活動を推進する。

### (2) 市町村等との連携強化

地域の徹底した話合いを基に、将来の地域農業の在り方等を定めた人・農地プランを市町村が作成し、プランに基づき中心的経営体への農地の集積・集約化を進めることから、農業事務所及び機構支部は、市町村等と連携を図りながら確実なマッチングを進める。

また、国は、農地中間管理事業における事務手続き等について、煩雑で時間がかかるといった担い手等の意見を受け、機構による農地貸付けを、市町村が作成する農用地利用集積計画と一括して権利設定できるように法改正を行うこととしている。迅速な貸借が可能となる本制度の活用を図り、関係機関が一体となって担い手への農地集積・集約化を推進する。

なお、担い手への農地集積率を平成35年度までに51%とするためには、市町村との業務委託の拡大が必要であるが、平成30年度における市町村との業務委託の締結状況は22市町村にとどまっている。引き続き県（本庁・農業事務所）及び機構幹部による市町村長との意見交換等を行い、市町村との連携体制の強化を図る。

併せて、平成30年7月より、農地中間管理事業管理システムの市町村接続が25市町村で開始されたことから、機構及び県は、システム未導入市町村に対しては、システム導入を依頼し、業務の合理化・安全性向上を図りつつ更なる連携に繋げる。

\*平成30年度の機構の業務委託状況（20市町村、2団体、11改良区）

### **（3）農業委員、農地利用最適化推進委員との連携強化**

平成30年8月に、52市町村（浦安市、習志野市を除く）すべてに農地利用最適化推進委員が設置されたことから、引き続き現地活動と制度への理解をより深めるため、農業委員会等を対象とした巡回研修や機構支部との意見交換等を行い、農地や担い手の情報及び重点推進地区等の活動方針を共有できる連携体制を構築する。

国は、農業委員、農地利用最適化推進委員が、農業者等による地域の話合いの場において、情報提供やコーディネーター役として参加する等の協力義務を明確化することとしている。

県農業事務所は、重点推進地区等を担当する農業委員や農地利用最適化推進委員との推進体制表を作成するとともに、地域の具体的な行動計画に基づき、推進地区の活動にあたっては、機構支部と連携し、関係者が一体となって担い手への農地集積・集約化を進める。

### **（4）土地改良区と連携した農地集積の推進体制の強化**

土地改良区は、農業者にとって身近な存在であるとともに、地域の実情を知る機関の一つとして、農地の出し手と受け手の繋ぎ役が期待されることから、農業事務所及び機構支部は、土地改良区の有する情報を活用し、地域の中心的経営体に農地の集積・集約化を進める。

また、土地改良区での更なる農地中間管理事業活用のため、定款変更や業務委託を拡大し、機構との協力体制の構築を図る。

## **3 地域における話合いを基本とした担い手への農地集積の推進**

農業事務所及び機構支部は、市町村等と連携し、人・農地プランや多面的機能支払活動などの話合いの場がある地域や、集落営農、経営規模の拡大を志向する経営体が存在するなど、農地流動化への機運がある地区の中から、地域農地利用集積推進協議会で推進地区・重点推進地区を設定し、将来の地域農業の

在り方について関係機関との共有認識の下、地域の徹底した話合いで、より具体的※な人・農地プランに記載された担い手への農地集積・集約化を進める。  
※耕作者等の年代情報や後継者の確保状況など地域の現況を地図により把握し、これに基づき中心的経営体（担い手）への農地の集約化の将来方針を記載する等

### **(1) 農地整備の実施による担い手への農地集積・集約化**

#### **ア 農地耕作条件改善事業等を契機とした農地の集積・集約化**

農業事務所及び機構支部は、地域での話合いの中で、作業性の良い農地への改善を担い手が求める場合に、農地耕作条件改善事業等を活用した、畦畔除去や暗きよの敷設等、農業者の自力施工による簡易な農地整備を提案し、地域の農地集積・集約化を進める。

#### **イ 目指すべき地域営農を実現するための農地整備事業の活用**

農業事務所及び機構支部は、地域での話合いの中で、担い手への農地集積・集約化による農業経営の規模拡大や生産コストの削減及び高収益化等を目的として、農地の大区画化や汎用化等による農地整備の活用を、地域が検討する場合は、農地中間管理機構関連農地整備事業等の制度説明を行う。

制度理解が進んだ地区については、地域が目指すべき営農の実現に必要な土地改良事業計画を、県、市町村、土地改良区等が協力して策定するとともに、農地中間管理機構関連農地整備事業のみならず、地域の実情に応じて、より適した他の農地整備事業を活用し、担い手への農地集積・集約化を進める。

### **(2) 担い手に対する機構活用のアプローチの強化**

農業事務所及び機構支部は、関係機関と連携し、担い手から農地の貸借状況や、周辺農家の農地の利用状況などの情報を得て、新たな出し手の掘り起こしを行うとともに、事業を活用した担い手へ効率的にアプローチすることで、利用権の更新時期を迎えた農地や作業受託などで利用される農地について、農地中間管理事業の活用へと誘導する。

なお、大規模農家の多くが飼料用米等による米の需給調整（生産調整）に取り組んでいる実態を踏まえ、担い手に対する飼料用米等の作付けの働きかけと併せて、農地集積・集約化の推進を図る。

さらに、集落営農組織については、集落営農推進員等と連携し、生産基盤の確保による安定的な農業経営に向け、法人化と併せて機構を介した貸借へと誘導する。

### **(3) JAとの連携による担い手への農地集積の推進**

担い手の体質強化を図るためには、農地集積による生産基盤の確保と併せ、

計画的な農産物の生産と販売を行う必要がある。県及び機構はJ Aと連携し、地域農業の将来像について認識を共有した上で、地域における作付品目や、販売方法等を検討し、担い手の作付意向等を確認しながら、農地集積・集約化を進める。

#### (4) 企業等の農業参入による担い手の確保

担い手が不足する地域においては、企業等の農業参入を含めた受け手の確保が重要となる。県及び機構は市町村、土地改良区等と連携し、農地情報の収集を行うとともに、機構ホームページ上における企業向け農地情報の公開等により、受け手となる企業等への情報提供を行う。

### 4 事業の周知徹底と制度理解の促進

#### (1) 事業の周知

県・機構及び農業委員会ネットワーク機構は、講習会などの人が集まる機会を活用し、事業説明による制度理解を促す。また、農地の出し手である所有者に制度を周知するため、ポスター、パンフレットの作成・配布、広報誌への記事掲載等によるPR活動を行う。

ア 講習会、研修会等による制度の周知

イ 事業ポスターの作成、配付（県・機構・市町村・J A等）

ウ 事業パンフレットの作成・配布（県・機構・市町村・J A等）

エ 市町村広報誌、普及だより、J A機関誌等への記事掲載（県・市町村・J A等）

オ ラジオCMによるPR活動

#### (2) 制度理解の促進

担い手や事業の活用実績の少ない関係機関（市町村、土地改良区、農業委員会等）などとの意見交換会を開催し、制度理解を促進する。

### 5 関連事業

#### (1) 農地耕作条件改善事業

既に区画が整備されている農地の担い手等への農地集約を図るために、畦畔除去等による区画の拡大や暗渠排水等の簡易な整備を行う国庫事業を活用する。

#### (2) 農地中間管理機構関連農地整備事業

農地中間管理機構が借り入れている農地について、農業者の申請・同意・費用負担によらず、都道府県が実施する基盤整備を推進する。

#### (3) 千葉県耕作放棄地再生推進事業

農地貸借等により当該農地を長期間にわたって耕作する者を確保、又は、

その見通しをもって農地の再生作業等を行う県単独事業を活用する。

**(4) 条件整備資金融資**

機構が農地中間管理権を有する農地において実施する条件整備及び耕作放棄地再生推進に要する経費に充当するため、公益社団法人全国農地保有合理化協会が行う無利子融資を活用する。